



飼い主の方へ



飼い主は、猫と社会に対して責任があります。

1. 完全屋内飼育

メリット

- ・事故の防止：交通事故や感染症、猫の喧嘩、迷子などを防止
- ・迷惑の防止：鳴き声、糞尿等で近所に迷惑を防止
- ・繁殖の防止：屋外で妊娠を防止

2. 避妊・去勢手術は飼い主の責任

メリット

- ・望まない子猫が産まることがない
- ・発情期の大声、スプレー（マーキング）行動をしなくなる
- ・性的欲求ストレスが減り穏やかになる

3. 所有者明示首輪と迷子札（マイクロチップ）

- ・首輪に迷子札、マイクロチップの装着
- ・突然の迷子、災害時で行方不明になったとき身元がわかる

迷子の問い合わせリスト

- ・保健所
- ・警察
- ・動物愛護センター
- ・近所の人
- ・役場
- ・動物病院

4. ワクチン接種

- ・ワクチンで防げる病気から守ろう

5. 最後まで責任をもつ

- ・絶対に捨てないでください ※動物愛護法により最大50万円の罰金が科せられます
- ・飼えなくなった場合には新しい飼い主を探してください

問い合わせ先 松島町役場 総務課 環境防災班
電話 022-354-5782

野良猫に餌を与えている方へ

- 🐾 餌を与えるだけの管理は、飼い主不明の猫が集まり子猫が生まれ、かえって野良猫が増えてしまいます。
- 🐾 庭・ごみ荒らしや糞尿などにより近所に迷惑をかけることとなります。

餌を与える方は、下記のことを守ってください。

注目

1. 避妊・去勢手術を実施
2. 餌やり場は住民に迷惑のかからない場所
3. 猫用トイレを設置
4. 清潔にして、衛生害虫（ハエ等）の発生防止
5. 新しい飼い主を探す
6. 周辺住民の理解を得る努力
7. ルールを決める
8. 1人で悩まず、相談仲間を増やす

行政の対応

動物愛護センター、保健所、役場では捕獲はしていません。
処分目的で捕獲することは **「動物虐待」** にあたります。

問い合わせ先 松島町役場 総務課 環境防災班
電話 022-354-5782